

やまがたGAP第三者認証表示規格

(目的)

第1条 この規格は、山形県の定めたやまがたGAP第三者認証表示規格(令和4年4月1日付)に基づき、公益財団法人やまがた農業支援センター(以下、「センター」という。)のやまがたGAP認証業務規程(以下「規程」という。)第14条の規定により、認証登録者あるいは認証農産物であることについての表示(以下「表示」という。)の基準を定める。

(認証マーク)

第2条 表示に用いる認証マーク(以下「認証マーク」という。)の様式は、これを別記に定める。

(認証農産物に対する表示の方法)

第3条 認証登録者(規程第9条1項の規定により認証を受けた者)は、シール、カード等の表示資材又はダンボール、フィルム等の包装資材への印刷等により認証農産物に対する認証マークの表示を行うことができるものとする。

2 前項の規定による表示には、原則として次に掲げる事項を包装資材等に一体的に記載するものとする。

- (1) 認証品目名。
- (2) 認証登録者名(必要に応じて認証登録者名に構成生産者名を付記することができるものとする)。

(事務所、集出荷場、販売促進資材等における表示の方法)

第4条 認証登録者は、前条に規定する表示のほか、次に掲げるところに表示を行うことができるものとする。

- (1) 認証登録者の事務所、集出荷場等の建物の外壁又は内壁。
- (2) のぼり、チラシ、ポップ等の販売促進資材。
- (3) 名刺、ホームページ等。

2 前項に定める表示は、原則として次に掲げる事項を満たすことを条件とする。

- (1) 認証マークと認証登録者名、認証農産物名等が一体的な表示となっている。
- (2) キャッチコピーなどの具体的な内容については、この規格第7条に定める方法により申請し、許可を得るものとする。

(認証マークを使用しない表示)

第5条 認証マークを使用しないで、やまがたGAP認証に関する表示を行う場合は、以下の内容を含めるものとする。

- (1) 「やまがたGAP認証」の文字。
- (2) 認証番号
- (3) 認証農産物名。
- (4) 認証登録者名(必要に応じて認証登録者名に構成生産者名を付記することができるものとする)。

(表示の補足説明)

第6条 表示の補足説明を行う場合は、以下の定型文言から選択するものとする。

- (1) 「やまがたGAP認証は、食の安全や環境保全、労働安全、人権保護に取り組んでいる農場の証です。」
- (2) 「やまがたGAP認証は、認証機関の審査により、GAPに取り組んでいることが確認された農場の証です。」

(表示の申請)

第7条 この規格に定める表示を行おうとする認証登録者は、様式第1号によりセンターに申請するものとする。

(認証マークデザインの提供)

第8条 センターは、前条に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、その結果を様式第2号により申請者に通知するものとする。

- 2 申請内容を許可する場合は、別記に規定する認証マークの電子データを申請者に提供するものとする。

(表示資材の数量管理)

第9条 この規格第3条第1項に規定する表示を行う場合は、認証マーク入りシール、包装資材等の表示資材の作成とその使用状況について、台帳(様式第3号)を整備して数量管理するものとする。

(表示実施状況の報告)

第10条 表示を許可された認証登録者は、センターに対して、様式第4号により毎年4月から翌年3月までの実施状況を5月末までに報告するものとする。

- 2 前項に規定する実施状況報告には、前条に規定する台帳(様式第3号)を添付しなければならない。

(表示禁止事項)

第11条 認証登録者は、次に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる情報を表示すること。
- (2) 認証農産物に、この規格に反した表示をすること。
- (3) 認証登録者が、認証農産物以外の農産物についてこの規格に則した表示をすること。
- (4) 農産物の品質を誤認させるような文字、図柄、写真その他の情報を表示すること。

附 則

この規格は、令和4年4月1日から施行する。

別記 表示に使用する認証マークの様式

